

次世代 IT 労務月報

2024 年
2 月号
NO.18

発行者・文責



社会保険労務士 代表 井上 利明

T501-0404 岐阜県本巣市春近 261 番地

電話：090-2944-6028

FAX：058-227-4742

e-mail：inoue@next21it-sr.com

H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆同一労働・同一賃金について
- ◆時間単位年休について
- ◆労務 Q&A (75 歳以上の医療費の窓口負担について)

●同一労働・同一賃金について

同一労働・同一賃金とは、非正規労働者（パート社員、契約社員、派遣社員）について、正社員と比較して**不合理な待遇差を設けることを禁止するルール**です。正社員と非正規労働者の間の不合理な待遇差を解消することにより、どのような雇用形態を選択しても**納得が得られる処遇**を受けられ、**多様な働き方を自由に選択**できることが本制度の目的です（2021 年 4 月 1 日施行）。待遇差が不合理なものか否か、原則となる考え方と主な具体例は下記のとおりです。

【基本給】労働者の「能力・経験」、「業績・成果」、「勤続年数」に応じて支給する場合は、**同一であれば同一の支給をし、違いがあれば違いに応じた支給**をする。

【賞与】賞与であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、**同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給**を行わなければならない。

【通勤手当】短時間労働者・有期雇用労働者にも**正社員と同一の支給**をしなければならない。

【福利厚生施設】正社員と同一の事業所で働く非正規労働者には、**正社員と同一の①給食施設、②休憩室、③更衣室の利用**を認めなければならない。



具体例 <同一労働・同一賃金ガイドライン（厚労省 HP 抜粋）>

問題となるケース	<ul style="list-style-type: none">・基本給を能力・経験に応じて支給している会社で、正社員が多くの経験を有することを理由に高い基本給を支給しているが、正社員のこれまでの経験は現在の業務に関係ない。・正社員には職務内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず全員に賞与を支給しているが、短時間労働者には支給していない。
問題とならないケース	業績・成果に応じて基本給を支給している会社において、所定労働時間が 正社員の半分の短時間労働者 に対し、その販売実績が 正社員の販売目標の半分に達した場合 には正社員が販売目標を達成した場合の半分の支給している。

従業員から会社側に待遇差の内容や理由について説明を求められた場合は、**説明する義務がある**ため、合理的に説明ができないものがある場合は、**就業規則（賃金制度、社内規定、評価基準等）の見直し**などを行い、慎重に対応する必要があります。

● 時間単位年休について

年次有給休暇は、原則、1労働日単位で与えられています。さらに、労働者の請求する時季に与えることが基本となります。ただし、これ以外の方法で**時間単位年休が法律上認められています**。制度を導入するには**労使協定の締結が必要**であり、定める事項は下記のとおりです。

- ①**対象労働者の範囲**
- ②時間を単位として与えることができる**有給休暇の日数**
(5日以内に限る)
- ③時間を単位として与えることができる有給休暇**1日の時間数**
(1日の所定労働時間を下回らないものとする)
- ④**1時間以外の時間を単位とする場合には、その時間数**
(1日の所定労働時間数に満たないものとする)



<注意点>

※休暇の利用目的によって対象労働者の範囲を定めることはできません。

※**計画的付与として、時間単位年休を与えることはできません**。個々の労働者が時間単位により取得するか日単位で取得するかは、**労働者の意思**によります。

※次年度の時間単位年休の日数は**前年度からの繰越分も含めて5日の範囲内**となります。

● 労務 Q&A (75歳以上の医療費の窓口負担について)

Q 以前の法改正により後期高齢者が病院を利用した際の窓口負担が、一部、引き上げられたと聞いておりますが、具体的には、どのような方が対象になりますか？

A 後期高齢者医療の対象となると、健康保険の被保険者は資格を喪失します。原則は**75歳到達時**ですが、寝たきりの状態の場合、**65歳以上**でも認定を受けられます。

令和4年10月1日から医療費の新たな窓口負担区分が追加(負担割合「2割」が新設)され、下記のとおり**3段階**となっております。



窓口負担の割合	区分	判定基準
1割	一般の所得者	下記の2割、3割に 該当しない場合
2割	一定以上の所得者	課税所得が 28万円以上 で、かつ、年収が 200万以上 (複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が 320万円以上)の被保険者(現役並所得者となる者を除く)。
3割	現役並み所得者	同じ世帯で 1人でも課税所得が145万円以上 である世帯の被保険者(但し、収入額が 520万円(世帯に被保険者がいないときは383万円)未満 であるときは、届出により現役並み被保険者の 対象外 となります。)

※経過措置:被保険者の窓口負担が急激に増えるのを避けるため、2割負担となる方について、1カ月の外来医療の**負担増加額が3,000円までに抑えるよう調整されております**。(令和7年9月30日まで)